

官庁施設の木造化のためのディテールに関する検討会 設置規約

(趣旨)

第1条 官庁施設の木造化に適用可能なディテールに関する資料収集や、官庁施設整備への適用可能性の評価等について、学識経験者や実務経験者からの意見等を踏まえた効果的な検討及びとりまとめを行うために、官庁営繕部に「官庁施設の木造化のためのディテールに関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 検討会の委員は、別紙に掲げる者とする。
2 検討会の委員は、必要に応じて追加を行うことができる。

(座長)

第3条 検討会には座長を置く。

(検討会の職務)

第4条 検討会の座長は代表して、検討会を統括する。
2 座長が欠席の時は、互選により代理を選任し、その職務を代行する。

(検討会の議事)

第5条 検討会は原則として非公開とする。

(参考人の出席)

第6条 検討会は、座長が必要と認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 検討会委員及び参考人は、検討会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

附則1 この規約は、令和6年7月23日から施行する。

附則2 この規約は、令和7年1月30日から施行する。